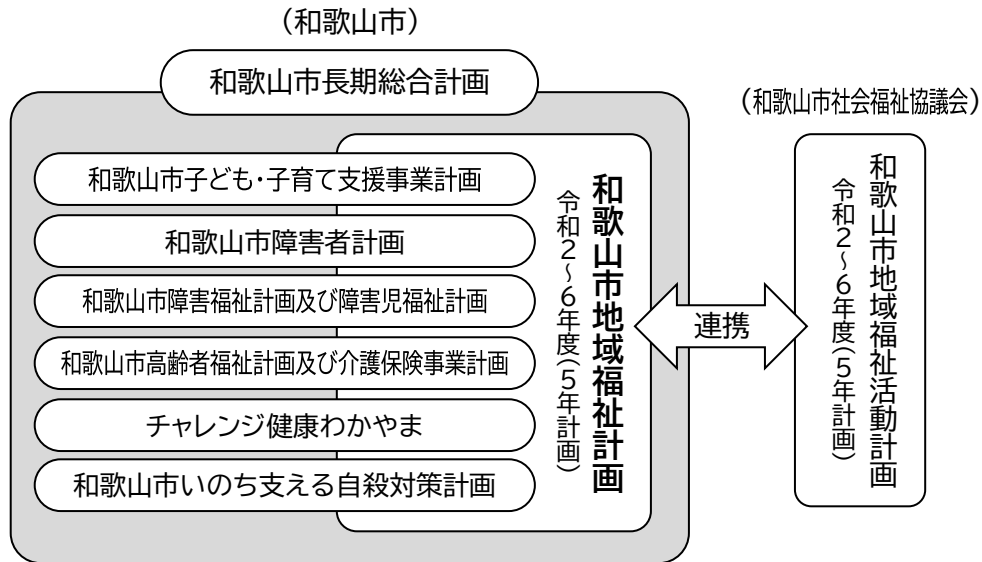


## 第4次和歌山市地域福祉計画（わかやま・元気ふくし計画）について

### 1. 地域福祉計画とは

平成15年より地域福祉の推進に関する事項を盛り込む内容の市町村地域福祉計画の策定が社会福祉法第107条に規定されました。

本市では、平成17年に和歌山市地域福祉計画を作成し、平成22年に第2次、平成27年に第3次、令和2年度に第4次計画を策定しました。なお、本計画は、別に和歌山市社会福祉協議会が策定する和歌山市地域福祉活動計画（協議会事業や42地区別の計画を記載）と連携して推進する必要があり、基本理念を共有し、計画期間を合わせています。



### 2. 第4次計画の内容

地域共生社会の実現に継続して取り組めるよう、第3次計画の取り組み体系を引き継ぎ、「基本理念」、「3つの基本目標」、その下に設定する「11の取り組みの柱」といった骨組みを継承しています。

また、平成30年4月の社会福祉法改正により、根拠法が異なる他の計画の上位計画と位置付けられたことから、各福祉計画への関連付けを行うとともに、11の取り組みの柱の内容に、新たな課題（権利擁護の推進、自殺対策等）に対応する取組項目を盛り込みました。

	第3次計画	第4次計画
基本理念	お互いを尊重し、支えあう“元気な福祉のまち”を、 わたしたちの“参加と協働”で創出します	
基本目標	1 地域での生活を支えるサービスや活動を充実します 2 地域福祉の担い手と協働のしくみを広げます 3 安全で快適に暮らせる地域の環境をつくります	
先導的に 取り組む 事項	A 地域での学習や話しあいの推進 B 災害時に支援が必要な人を支える取り組み C 生活困窮者への支援の推進 D 身近な相談窓口とネットワークの充実 E 協働事業の担い手の養成 F 担い手や活動を支える体制の充実	A 地域での学習や話しあいの推進 B 災害時に支援が必要な人を支える取り組み C <u>困りごとを抱えた人</u> への支援の推進 D 身近な相談窓口とネットワークの充実 E 協働事業の担い手の養成 F 担い手や活動を支える体制の充実

### 3. 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5か年とします。